

（寄稿）

NOMURA

医業承継の整理

医療法人の形態は、いくつかに分かれますが、医業承継の手法についても出資持分のある医療法人とそうでない場合で、それぞれ異なります。

例えば、出資持分ありの医療法人の場合、法人形態を維持するのか、持分なし医療法人へ移行するのかを選択することも考えられます。法人形態を維持する場合には出資持分の承継手法は「相続」「贈与」「譲渡」いずれを選択するのかを検討します。

また、持分なしの医療法人に移行にするしても、「社会医療法人」「特定医療法人」「拋出型医療法人」のいずれを選択するのか検討する必要があります。

いずれの場合も、実行に際してその準備が欠かせません。

無理のない円滑な事業承継には、事前に十分な検討が必要です。承継対策の検討が近い将来必要と考えられる医療法人は、各医療法人形態の特徴と取り得る事業承継対策について、今一度確認することが必要となります。

前号（ヘルスケアノート No.16-03）では、医療法人の医業承継を考える際の考え方及び出資持分の評価方法について、紹介しました。本稿では、引き続き税理士法人山田＆パートナーズ 医療事業部 板持英俊先生に寄稿いただき、医療法人の事業承継に伴う課題について紹介いただきました。

各法人の特徴や実際に事業承継する際の取り得る選択肢とそれに伴う各留意点を整理いただき、さらに経過措置型医療法人については、出資持分の取り扱いが課題になるケースを挙げて、事業承継対策の課題を解説いただきました。

（市川）

2016 年 4 月 18 日

Healthcare note

（No. 16-04）

寄稿者名：
税理士法人
山田＆パートナーズ
医療事業部
板持 英俊

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート＆アドバイザー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部